

<p style="text-align: center;"><b>财政部 税务总局 海关总署 关于深化增值税改革有关政策的公告</b> <b>财政部 税务总局 海关总署公告</b> <b>2019年第39号</b></p> <p>为贯彻落实党中央、国务院决策部署，推进增值税实质性减税，现将2019年增值税改革有关事项公告如下：</p> <p>一、增值税一般纳税人（以下称纳税人）发生增值税应税销售行为或者进口货物，原适用16%税率的，税率调整为13%；原适用10%税率的，税率调整为9%。</p> <p>二、纳税人购进农产品，原适用10%扣除率的，扣除率调整为9%。纳税人购进用于生产或者委托加工13%税率货物的农产品，按照10%的扣除率计算进项税额。</p> <p>三、原适用16%税率且出口退税率为16%的出口货物劳务，出口退税率调整为13%；原适用10%税率且出口退税率为10%的出口货物、跨境应税行为，出口退税率调整为9%。</p> <p>2019年6月30日前（含2019年4月1日前），纳税人出口前款所涉货物劳务、发生前款所涉跨境应税行为，适用增值税免税办法的，购进时已按调整前税率征收增值税的，执行调整前的出口退税率，购进时已按调整后税率征收增值税的，执行调整后的出口退税率；适用增值税免抵退税办法的，执行调整前的出口退税率，在计算免抵退税时，适用税率低于出口退税率的，适用税率与出口退税率之差视为零参与免抵退税计算。</p> <p>出口退税率的执行时间及出口货物劳务、发生跨境应税行为的时间，按照以下规定执行：报关出口的货物劳务（保税区及经保税区出口除外），以海关出口报关单上注</p>	<p style="text-align: center;"><b>财政部 税務総局 税関総署：増値税改革関連政策の深化に関する公告</b> <b>财政部 税務総局 税関総署公告</b> <b>2019年第39号</b></p> <p>中国共産党中央委員会・国務院の政策決定・手配を徹底・実行し、増値税の実質的な減税を推進するため、ここに2019年増値税改革関連事項について以下の通り公告する：</p> <p>一、増値税一般納税者（以下「納税者」）に発生する増値税課税販売行為あるいは輸入する貨物について、16%の税率を従来適用していた場合、税率を13%に調整する；10%の税率を従来適用していた場合、税率を9%に調整する。</p> <p>二、納税者が仕入れる農産品について、10%の控除率を従来適用していた場合、控除率を9%に調整する。納税者が13%の税率の貨物の生産あるいは委託加工に用いるために仕入れる農産品は、10%の控除率に基づき仕入税額を計算する。</p> <p>三、16%の税率を従来適用かつ輸出税還付率が16%の輸出貨物・役務について、輸出税還付率を13%に調整する；10%の税率を従来適用かつ輸出税還付率が10%の輸出貨物・クロスボーダー課税行為について、輸出税還付率を9%に調整する。</p> <p>2019年6月30日前（2019年4月1日前を含む）に、納税者が輸出した前項の関連貨物役務・発生した前項の関連クロスボーダー課税行為について、増値税免除・還付方式を適用する場合、仕入時に調整前の税率に基づきすでに増値税を徴収している場合は調整前の輸出税還付率を執行し、仕入時に調整後の税率に基づきすでに増値税を徴収している場合は調整後の輸出税還付率を執行する；増値税免除・控除・還付方式を適用する場合、調整前の輸出税還付率を執行し、税免除・控除・還付の計算時、適用税率が輸出税還付率を下回る場合は適用税率と輸出税還付率の差をゼロと見なして税免除・控除・還付を計算する。</p> <p>輸出税還付率の執行日および輸出貨物役務・クロスボーダー課税行為発生日は、以下の規定に基づき執行する；輸出通関申告を行う貨物役務（保税区および保税区經由</p>
---	---

<p>明的出口日期为准；非报关出口的货物劳务、跨境应税行为，以出口发票或普通发票的开具时间为准；保税区及经保税区出口的货物，以货物离境时海关出具的出境货物备案清单上注明的出口日期为准。</p> <p>四、适用13%税率的境外旅客购物离境退税物品，退税率为11%；适用9%税率的境外旅客购物离境退税物品，退税率为8%。</p> <p>2019年6月30日前，按调整前税率征收增值的，执行调整前的退税率；按调整后税率征收增值的，执行调整后的退税率。</p> <p>退税率的执行时间，以退税物品增值税普通发票的开具日期为准。</p> <p>五、自2019年4月1日起，《营业税改征增值税试点有关事项的规定》（财税〔2016〕36号印发）第一条第（四）项第1点、第二条第（一）项第1点停止执行，纳税人取得不动产或者不动产在建工程的进项税额不再分2年抵扣。此前按照上述规定尚未抵扣完毕的待抵扣进项税额，可自2019年4月税款所属期起从销项税额中抵扣。</p> <p>六、纳税人购进国内旅客运输服务，其进项税额允许从销项税额中抵扣。</p> <p>（一）纳税人未取得增值税专用发票的，暂按照以下规定确定进项税额：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得增值税电子普通发票的，为发票上注明的税额；</li> <li>2. 取得注明旅客身份信息的航空运输电子客票行程单的，为按照下列公式计算进项税额： 航空旅客运输进项税额=（票价+燃油附加费）÷（1+9%）×9%</li> <li>3. 取得注明旅客身份信息的铁路车票的，为按照下列公式计算的进项税额：</li> </ol>	<p>の輸出を除く）は、税関の輸出通関申告書上に明記された輸出日とする；輸出通関申告を行わない貨物役務・クロスボーダー課税行為は、輸出発票（インボイス）あるいは普通発票の発行日とする；保税区および保税区経由で輸出する貨物は、貨物出国時に税関が発行する出国貨物備案リスト上に明記された輸出日とする。</p> <p>四、13%の税率を適用する国外旅行者の物品購入に係る出国税還付物品について、税還付率を11%とする；9%の税率を適用する国外旅行者の物品購入に係る出国税還付物品について、税還付率を8%とする。</p> <p>2019年6月30日前に、調整前の税率に基づき増値税を徴収する場合、調整前の税還付率を執行する；調整後の税率に基づき増値税を徴収する場合、調整後の税還付率を執行する。</p> <p>税還付率の執行日は、税還付物品の増値税普通発票の発行日とする。</p> <p>五、2019年4月1日より、《營業稅から増値税への徴収変更試行関連事項に関する規定》（財稅〔2016〕36号にて印刷・公布）第一条第（四）項第1点・第二条第（一）項第1点は執行を停止し、納税者の不動産取得あるいは不動産建設工事の仕入税額は、今後、2年に分けた控除を行わない。これ以前に上述の規定に基づく控除が完了していない控除未済仕入税額は、2019年4月の税金所属期より売上税額から控除することができる。</p> <p>六、納税者の国内旅客運輸サービス購入について、その仕入税額は、売上税額から控除することを許可する。</p> <p>（一）納税者が増値税専用発票を取得していない場合、暫時、以下の規定に基づき仕入税額を確定する：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 増値税電子普通発票を取得した場合、発票上に明記された税額；</li> <li>2. 旅客の身分情報が明記された航空運輸電子チケットを取得した場合、下記の公式に基づき仕入税額を計算する： 航空旅客運輸仕入税額=（チケットの金額+燃油サーチャージ）÷（1+9%）×9%</li> <li>3. 旅客の身分情報が明記された鉄道チケットを取得した場合、下記の公式に基づき仕入税額を計算する：</li> </ol>
---	--

<p>铁路旅客运输进项税额=票面金额÷(1+9%)×9%</p> <p>4. 取得注明旅客身份信息的公路、水路等其他客票的,按照下列公式计算进项税额:</p> <p>公路、水路等其他旅客运输进项税额=票面金额÷(1+3%)×3%</p> <p>(二)《营业税改征增值税试点实施办法》(财税〔2016〕36号印发)第二十七条第(六)项和《营业税改征增值税试点有关事项的规定》(财税〔2016〕36号印发)第二条第(一)项第5点中“购进的旅客运输服务、贷款服务、餐饮服务、居民日常服务和娱乐服务”修改为“购进的贷款服务、餐饮服务、居民日常服务和娱乐服务”。</p> <p>七、自2019年4月1日至2021年12月31日,允许生产、生活性服务业纳税人按照当期可抵扣进项税额加计10%,抵减应纳税额(以下称加计抵减政策)。</p> <p>(一)本公告所称生产、生活性服务业纳税人,是指提供邮政服务、电信服务、现代服务、生活服务(以下称四项服务)取得的销售额占全部销售额的比重超过50%的纳税人。四项服务的具体范围按照《销售服务、无形资产、不动产注释》(财税〔2016〕36号印发)执行。</p> <p>2019年3月31日前设立的纳税人,自2018年4月至2019年3月期间的销售额(经营期不满12个月的,按照实际经营期的销售额)符合上述规定条件的,自2019年4月1日起适用加计抵减政策。</p> <p>2019年4月1日后设立的纳税人,自设立之日起3个月的销售额符合上述规定条件的,自登记为一般纳税人之日起适用加计抵减政策。</p> <p>纳税人确定适用加计抵减政策后,当年内不再调整,以后年度是否适用,根据上年度销售额计算确定。</p> <p>纳税人可计提但未计提的加计抵减额,</p>	<p>鉄道旅客運輸仕入税額=額面価格÷(1+9%)×9%</p> <p>4. 旅客の身分情報が明記された道路・水路などのその他チケットを取得した場合、下記の公式に基づき仕入税額を計算する:</p> <p>道路・水路などのその他旅客運輸仕入税額=額面価格÷(1+3%)×3%</p> <p>(二)《營業稅から増値稅への徴収変更試行實施弁法》(財稅[2016]36号にて印刷・公布)第二十七條第(六)項および《營業稅から増値稅への徴収変更試行關連事項に關する規定》(財稅[2016]36号にて印刷・公布)第二條第(一)項第5点の「購入した旅客運輸サービス・貸付サービス・飲食サービス・居住者日常サービスおよび娛樂サービス」は、「購入した貸付サービス・飲食サービス・居住者日常サービスおよび娛樂サービス」に改定する。</p> <p>七、2019年4月1日より2021年12月31日まで、生産・生活性サービス業の納税者が当期の控除可能仕入税額に10%を加算し、納税額から控除することを許可する(以下「加算控除政策」)。</p> <p>(一)本公告でいう生産・生活性サービス業の納税者とは、郵政サービス・電信サービス・現代サービス・生活サービス(以下「4種のサービス」)を提供して取得する売上額がすべての売上額に占める比率が50%を超過する納税者を指す。4種のサービスの具体的な範囲は、《サービス・無形資産・不動産販売の注釈》(財稅[2016]36号にて印刷・公布)に基づき執行する。</p> <p>2019年3月31日までに設立した納税者について、2018年4月より2019年3月の期間の売上額(經營期間が12ヶ月未満の場合、實際の經營期間に基づく売上額)が上述の規定の条件に合致する場合、2019年4月1日より加算控除政策を適用する。</p> <p>2019年4月1日以降に設立した納税者について、設立日より3ヶ月の売上額が上述の規定の条件に合致する場合、一般納税者として登記した日より加算控除政策を適用する。</p> <p>納税者は、加算控除政策適用の確定後、当年中は再度調整せず、以降の年度の適用可否は、前年度の売上額に基づき計算して確定する。</p> <p>納税者の計上可能だが計上していない加</p>
---	---

<p>可在确定适用加计抵减政策当期一并计提。</p> <p>(二) 纳税人应按照当期可抵扣进项税额的10%计提当期加计抵减额。按照现行规定不得从销项税额中抵扣的进项税额，不得计提加计抵减额；已计提加计抵减额的进项税额，按规定作进项税额转出的，应在进项税额转出当期，相应调减加计抵减额。计算公式如下：</p> <p>当期计提加计抵减额=当期可抵扣进项税额×10%</p> <p>当期可抵减加计抵减额=上期末加计抵减额余额+当期计提加计抵减额-当期调减加计抵减额</p> <p>(三) 纳税人应按照现行规定计算一般计税方法下的应纳税额（以下称抵减前的应纳税额）后，区分以下情形加计抵减：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 抵减前的应纳税额等于零的，当期可抵减加计抵减额全部结转下期抵减；</li> <li>2. 抵减前的应纳税额大于零，且大于当期可抵减加计抵减额的，当期可抵减加计抵减额全额从抵减前的应纳税额中抵减；</li> <li>3. 抵减前的应纳税额大于零，且小于或等于当期可抵减加计抵减额的，以当期可抵减加计抵减额抵减应纳税额至零。未抵减完的当期可抵减加计抵减额，结转下期继续抵减。</li> </ol> <p>(四) 纳税人出口货物劳务、发生跨境应税行为不适用加计抵减政策，其对应的进项税额不得计提加计抵减额。</p> <p>纳税人兼营出口货物劳务、发生跨境应税行为且无法划分不得计提加计抵减额的进项税额，按照以下公式计算：</p> <p>不得计提加计抵减额的进项税额=当期无法划分的全部进项税额×当期出口货物劳务和发生跨境应税行为的销售额÷当期全部销售额</p> <p>(五) 纳税人应单独核算加计抵减额的</p>	<p>算扣除額は、加算控除政策の適用を確定した当期に一括計上することができる。</p> <p>(二) 納税者は、当期の控除可能仕入税額の10%に基づき当期の加算控除額を計上しなければならない。現行の規定に基づき売上税額から控除してはならない仕入税額は、加算税額に計上することはできない；すでに加算控除額に計上している仕入税額について、規定に基づき仕入税額に振り替えている場合、仕入税額への振替当期に加算控除額を相応して調整減額しなければならない。計算公式は、以下の通り：</p> <p>当期計上の加算控除額=当期の控除可能仕入税額×10%</p> <p>当期の控除可能加算仕入税額=前期末の加算控除額の残額+当期計上の加算控除額-当期調整減額の加算控除額</p> <p>(三) 納税者は、現行の規定に基づき一般納税方法の納税額（以下「控除前の納税額」）を計算後、以下の状況に分けて加算・控除する：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 控除前の納税額=0の場合、当期の控除可能加算控除額は、すべて次期に繰り越して控除する；</li> <li>2. 控除前の納税額&gt;0、かつ当期の控除可能加算控除額を上回る場合、当期の控除可能加算控除額は、全額を控除前の納税額から控除する；</li> <li>3. 控除前の納税額&gt;0、かつ当期の控除可能加算控除額を下回るあるいは等しい場合、0になるまで納税額から当期の控除可能加算控除額を控除する。控除が完了していない当期の控除可能加算控除額は、翌期に繰り越して控除を継続する。</li> </ol> <p>(四) 納税者の輸出貨物役務・クロスボーダー課税行為に加算控除政策を適用しない場合、その対応する仕入税額は、加算控除額に計上してはならない。</p> <p>納税者が輸出貨物役務を兼営・クロスボーダー課税行為が発生、かつ加算控除額に計上する仕入税額を区別することができない場合、以下の公式に基づき計算する：</p> <p>加算控除額に計上できない仕入税額=当期の区別不能なすべての仕入税額×当期の輸出貨物役務およびクロスボーダー課税行為の売上額÷当期のすべての売上額</p> <p>(五) 納税者は、加算控除額の計上・控</p>
---	---

<p>计提、抵减、调减、结余等变动情况。骗取适用加计抵减政策或虚增加计抵减额的，按照《中华人民共和国税收征收管理法》等有关规定处理。</p> <p>(六) 加计抵减政策执行到期后，纳税人不再计提加计抵减额，结余的加计抵减额停止抵减。</p> <p>八、自2019年4月1日起，试行增值税期末留抵税额退税制度。</p> <p>(一) 同时符合以下条件的纳税人，可以向主管税务机关申请退还增量留抵税额：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自2019年4月税款所属期起，连续六个月（按季纳税的，连续两个季度）增量留抵税额均大于零，且第六个月增量留抵税额不低于50万元；</li> <li>2. 纳税信用等级为A级或者B级；</li> <li>3. 申请退税前36个月未发生骗取留抵退税、出口退税或虚开增值税专用发票情形的；</li> <li>4. 申请退税前36个月未因偷税被税务机关处罚两次及以上的；</li> <li>5. 自2019年4月1日起未享受即征即退、先征后返（退）政策的。</li> </ol> <p>(二) 本公告所称增量留抵税额，是指与2019年3月底相比新增加的期末留抵税额。</p> <p>(三) 纳税人当期允许退还的增量留抵税额，按照以下公式计算：</p> <p>允许退还的增量留抵税额=增量留抵税额×进项构成比例×60%</p> <p>进项构成比例，为2019年4月至申请退税前一税款所属期内已抵扣的增值税专用发票（含税控机动车销售统一发票）、海关进口增值税专用缴款书、解缴税款完税凭证注明的增值税额占同期全部已抵扣进项税额的比重。</p> <p>(四) 纳税人应在增值税纳税申报期内，</p>	<p>除・調整減額・残額などの変動状況を単独で計算しなければならない。加算控除政策を不正に適用あるいは加算控除額を虚偽に増加させた場合、《中华人民共和国税收征收管理法》などの関連規定に基づき処理する。</p> <p>(六) 加算控除政策執行の期限到来後、納税者は加算控除額を計上せず、残っている加算控除額は控除を停止する。</p> <p>八、2019年4月1日より、増値税の期末控除未済税額の税還付制度を試行する。</p> <p>(一) 同時に以下の条件に合致する納税者は、主管税務機関に増加分の控除未済税額の還付を申請することができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2019年4月の税金所属期より、連続する6ヶ月（四半期毎の納税の場合、連続する2回の四半期）の増加分の控除未済税額がいずれも&gt;0、かつ6ヶ月目の増加分の控除未済税額が50万円を下回らない；</li> <li>2. 納税信用等級がA級あるいはB級である；</li> <li>3. 税還付申請前の36ヶ月に控除未済税還付・輸出税還付の騙取あるいは増値税専用発票の虚偽発行の状況が発生していない；</li> <li>4. 税還付申請前の36ヶ月に脱税により税務機関から2回以上処罰を受けていない；</li> <li>5. 2019年4月1日から、徴収時の即時還付・事前徴収後日返金（還付）政策を享受していない。</li> </ol> <p>(二) 本公告でいう増加分の控除未済税額とは、2019年3月末と比較して新たに増加した期末控除未済税額を指す。</p> <p>(三) 納税者の当期の還付が許可される増加分の控除未済税額は、以下の公式に基づき計算する：</p> <p>還付が許可される増加分の控除未済税額＝増加分の控除未済税額×仕入税額構成比率×60%</p> <p>仕入税額構成比率は、2019年4月から税還付申請の一つ前の税金所属期内の控除済の増値税専用発票（税金統制システムによる自動車販売統一発票を含む）・税関輸入増値税専用納付書・税金納付に係る完納証憑に明記された増値税額が同期のすべての控除済の仕入税額に占める比重とする。</p> <p>(四) 納税者は、増値税納税申告期間内</p>
---	--

<p>向主管税务机关申请退还留抵税额。</p> <p>（五）纳税人出口货物劳务、发生跨境应税行为，适用免抵退税办法的，办理免抵退税后，仍符合本公告规定条件的，可以申请退还留抵税额；适用免退税办法的，相关进项税额不得用于退还留抵税额。</p> <p>（六）纳税人取得退还的留抵税额后，应相应调减当期留抵税额。按照本条规定再次满足退税条件的，可以继续向主管税务机关申请退还留抵税额，但本条第（一）项第1点规定的连续期间，不得重复计算。</p> <p>（七）以虚增进项、虚假申报或其他欺骗手段，骗取留抵退税款的，由税务机关追缴其骗取的退税款，并按照《中华人民共和国税收征收管理法》等有关规定处理。</p> <p>（八）退还的增量留抵税额中央、地方分担机制另行通知。</p> <p>九、本公告自2019年4月1日起执行。</p> <p>特此公告。</p> <p>财政部 税务总局 海关总署 2019年3月20日</p>	<p>に、主管税務機関に控除未済税額の還付を申請しなければならない。</p> <p>（五）納税者の輸出貨物役務・クロスボーダー課税行為に税免除・控除・還付方式を適用する場合、税免除・控除・還付の実施後、なお本公告が規定する条件に合致している場合、控除未済税額の還付を申請することができる；税免除・還付方式を適用する場合、関連仕入税額は控除未済税額の還付に用いてはならない。</p> <p>（六）納税者は、還付の控除未済税額を取得後、当期の控除未済税額を相応して調整減額しなければならない。本条の規定に基づき税還付条件を再度充足する場合、主管税務機関に控除未済税額還付の申請を継続することができるが、本条第（一）項第1点で規定する連続期間内は、重複して計算することはできない。</p> <p>（七）仕入税額の虚偽の増加・虚偽の申告あるいはその他詐欺手段により、控除未済税額を騙し取った場合、税務機関がその騙し取った税還付額を追徴し、併せて《中華人民共和国税収徴収管理法》などの関連規定に基づき処理する。</p> <p>（八）還付する増加分の控除未済税額は、中央・地方の担当機関が別途、通知する。</p> <p>九、本公告は、2019年4月1日より執行する。</p> <p>特にここに公告する。</p> <p>財政部 税務総局 税関総署 2019年3月20日</p>
---	---